



はせがわ

つなぎます。心と、いのちと、人。

# 第60期定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2026年6月23日（火曜日）

開会▶午前10時 受付開始▶午前9時

## 会場

福岡市博多区下川端町3番2号

ホテルオークラ福岡 4階 平安の間

## 議案

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

## お土産のご用意について

株主総会当日はお土産をご用意しております。なお、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主様お一人に対し1個とさせていただきますのでご了承いただきますようお願い申し上げます。

# 創業の精神

一、よろこびのあきない

一、感謝報恩

一、信用本位

## MISSION はせがわの使命

「心の平和と生きる力」を自らと人々が実現することを私たちの使命とします。

その実現のために必要なサービスや商品を構想し、提供しつづけ、さらに「新たな心の産業」を創り出します。

## VISION 会社のめざす姿

衆知を集め、時代や価値観の変容に沿った、柔軟な企業活動を行ないます。

親しまれ、必要とされ、大切にされる  
オンリーワン企業をめざします。

事業の主体である社員の自己実現と、  
その家族の幸福（しあわせ）を追求しつづけます。

## PRIDE 社員の姿勢

なぜか なぜか どうするか

もっとお客さまの立場に立つ  
もっと良い方法はないか知恵をしばる  
もっと深く読み、先を見とおす  
もっと成長し、もっと仕事を楽しむ



## ごあいさつ

**“はせがわグループは、お客さまのピースフルライフを実現する  
ベストパートナーを目指します”**

株主の皆様におかれましては、日頃からひとかたならぬご理解とご支援を賜り、厚く御礼申しあげます。



代表取締役社長

新貝三四郎

昨年度は物価上昇による生活防衛意識の高まりという小売業にとっては向かい風の一年となりましたが、そのような状況においても「大切な方のためにできる限りのことをして差しあげたい」というお客様お一人おひとりに寄り添った結果、多くの皆様に当社グループをご利用いただきました。一時的な消費抑制の後には、一段とシビアなお客様の目にかなう“本物志向”の商品・サービスが求められる時代の到来が予想されます。当社グループが末永くお客様に選ばれ続ける存在であるよう、日々精進してまいります。

また、昨年度は中期経営計画のスタート期でした。前中期経営計画のテーマ（“売り切り型からの脱却”“手を合わせる機会の創造”）を継続し、冒頭に掲げました“お客さまのピースフルライフを実現するベストパートナーを目指す”ことを中期経営計画期間のスローガンとしております。お仏壇・お仏具にとどまらず、私どもが提供する商品・サービスのすべてが、お客様のピースフルライフ（＝穏やかで心豊かな生活、心の平和と生きる力に溢れた状態）の実現につながるよう、これまで以上に多くのお客様に寄り添い、お役に立つことで、当社グループの価値をさらに高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ

証券コード8230  
2026年6月1日

福岡市博多区上川端町12番192号

株式会社はせがわ

代表取締役社長 新貝 三四郎

## 第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://corp.hasegawa.jp/ir/>  
（上記のウェブサイトにアクセスいただき、「株主総会」  
「第60期 定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>  
（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に **はせがわ** 又は  
「コード」に当社証券コード **8230** を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を  
順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご確認ください。）



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁以降に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年6月22日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1. 日時	2026年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時より）
2. 場所	福岡市博多区下川端町3番2号 ホテルオークラ福岡 4階 平安の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <p>1.第60期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2.第60期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 補欠監査役2名選任の件</p>
4. 招集にあたっての 決定事項 (議決権行使に ついてのご案内)	<p>(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。</p> <p>(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。</p> <p>(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。</p>
5. その他 本招集ご通知に関 する事項	<p>本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしています。ただし、次に掲げる事項は、法令及び定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。</p> <p>① 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要 ② 連結株主資本等変動計算書 ③ 連結注記表 ④ 株主資本等変動計算書 ⑤ 個別注記表</p> <p>従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。</p>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 当日は節電への取組みとして、当社の役員及び係員はクールビズにて対応させていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、3頁に記載しているインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちください。

日 時

2026年6月23日(火曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月22日(月曜日)  
午後5時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月22日(月曜日)  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX股

XXXXXXXXXX月XX日

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

5. \_\_\_\_\_

6. \_\_\_\_\_

7. \_\_\_\_\_

8. \_\_\_\_\_

9. \_\_\_\_\_

10. \_\_\_\_\_

11. \_\_\_\_\_

12. \_\_\_\_\_

13. \_\_\_\_\_

14. \_\_\_\_\_

15. \_\_\_\_\_

16. \_\_\_\_\_

17. \_\_\_\_\_

18. \_\_\_\_\_

19. \_\_\_\_\_

20. \_\_\_\_\_

21. \_\_\_\_\_

22. \_\_\_\_\_

23. \_\_\_\_\_

24. \_\_\_\_\_

25. \_\_\_\_\_

26. \_\_\_\_\_

27. \_\_\_\_\_

28. \_\_\_\_\_

29. \_\_\_\_\_

30. \_\_\_\_\_

31. \_\_\_\_\_

32. \_\_\_\_\_

33. \_\_\_\_\_

34. \_\_\_\_\_

35. \_\_\_\_\_

36. \_\_\_\_\_

37. \_\_\_\_\_

38. \_\_\_\_\_

39. \_\_\_\_\_

40. \_\_\_\_\_

41. \_\_\_\_\_

42. \_\_\_\_\_

43. \_\_\_\_\_

44. \_\_\_\_\_

45. \_\_\_\_\_

46. \_\_\_\_\_

47. \_\_\_\_\_

48. \_\_\_\_\_

49. \_\_\_\_\_

50. \_\_\_\_\_

51. \_\_\_\_\_

52. \_\_\_\_\_

53. \_\_\_\_\_

54. \_\_\_\_\_

55. \_\_\_\_\_

56. \_\_\_\_\_

57. \_\_\_\_\_

58. \_\_\_\_\_

59. \_\_\_\_\_

60. \_\_\_\_\_

61. \_\_\_\_\_

62. \_\_\_\_\_

63. \_\_\_\_\_

64. \_\_\_\_\_

65. \_\_\_\_\_

66. \_\_\_\_\_

67. \_\_\_\_\_

68. \_\_\_\_\_

69. \_\_\_\_\_

70. \_\_\_\_\_

71. \_\_\_\_\_

72. \_\_\_\_\_

73. \_\_\_\_\_

74. \_\_\_\_\_

75. \_\_\_\_\_

76. \_\_\_\_\_

77. \_\_\_\_\_

78. \_\_\_\_\_

79. \_\_\_\_\_

80. \_\_\_\_\_

81. \_\_\_\_\_

82. \_\_\_\_\_

83. \_\_\_\_\_

84. \_\_\_\_\_

85. \_\_\_\_\_

86. \_\_\_\_\_

87. \_\_\_\_\_

88. \_\_\_\_\_

89. \_\_\_\_\_

90. \_\_\_\_\_

91. \_\_\_\_\_

92. \_\_\_\_\_

93. \_\_\_\_\_

94. \_\_\_\_\_

95. \_\_\_\_\_

96. \_\_\_\_\_

97. \_\_\_\_\_

98. \_\_\_\_\_

99. \_\_\_\_\_

100. \_\_\_\_\_

〇〇〇〇〇〇

投票日現在の所有株式数 XX株

議決権の数 XX股

ログイン用QRコード

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

パスワード XXXX

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

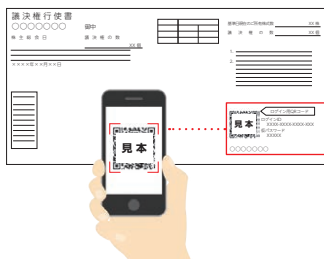
※議決権行使書用紙はイメージです。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

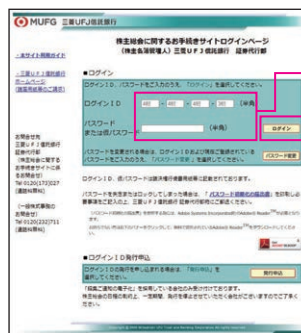
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(29) (条文省略) (新 設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(29) (現行どおり) <u>(30) 終活等に関するコンサルティング業務、相談窓口 の運営及びセミナーの開催並びにこれに付帯する 各種サービス提供者の紹介及び斡旋</u>
<u>(30)</u> (条文省略)	<u>(31)</u> (現行どおり)

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	しん がい さん しろう 新 貝 三四郎	代表取締役社長 再任	100% (15回/15回)
2	なか たに やす ふみ 中 谷 泰 文	専務取締役 執行役員 経営企画グループ長 再任	100% (15回/15回)
3	えの もと てつ じ 榎 本 哲 治	常務取締役 執行役員 商品・聖石グループ長 再任	100% (15回/15回)
4	た むら がく じ 田 村 岳 二	取締役 執行役員 営業グループ長 再任	100% (11回/11回)
5	さ き まさ やす 茶 木 正 安	社外取締役 再任 社外 独立	100% (15回/15回)
6	のき な あきら 軒 名 彰	社外取締役 再任 社外 独立	100% (15回/15回)

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づき独立役員

候補者  
番号

1

しん がい      さん し ろう  
**新貝 三四郎**

(1963年8月19日生)

再任



所有する当社株式の数

27,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月	当社入社	2013年 6月	同執行役員 マーケティンググループ 東京営業部長
1998年 1月	同東海事業部長	2014年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ 墓苑開発部長
2002年 4月	同東京企画総務部長	2017年 4月	同執行役員 マーケティンググループ 提携推進部長
2005年11月	同物流管理部長	2020年 6月	同取締役 上席執行役員 営業グループ長
2009年 4月	同理事 葬祭事業グループ 開発部長	2021年 1月	同代表取締役社長(現任)
2010年 4月	同理事 営業グループ マーケティング部長	2024年10月	株式会社現代仏壇 取締役会長 (現任)
2011年 4月	同理事 マーケティンググループ 東京営業部長		

■ 重要な兼職の状況

株式会社現代仏壇 取締役会長

■ 取締役候補者とした理由

新貝三四郎氏は、当社で営業部門、寺社聖石部門等の幅広い業務を経験しており、特に営業部門において豊富な経験を有しております。また、代表取締役社長として新たなビジネスモデルへの変革を主導しており、次世代の価値創造を実現するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

2

なか たに      やす ふみ  
**中谷 泰文**

(1959年11月16日生)

再任



所有する当社株式の数

6,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	株式会社富士銀行 (現・株式会社みずほ銀行) 入行	2021年 1月	同常務取締役 上席執行役員 商品グループ長 兼 営業企画グループ長
2012年11月	当社入社 執行役員 寺社聖石グループ副グループ長	2021年 6月	同常務取締役 執行役員 商品グループ長 兼 営業企画グループ長
2014年 6月	同取締役 執行役員 寺社聖石グループ長	2022年 4月	同専務取締役 執行役員 営業企画グループ長 兼 CRMプロジェクト担当
2016年 4月	同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長	2023年 4月	同専務取締役 執行役員 営業企画グループ長 兼 営業支援グループ長 兼 事業開発部担当
2017年 4月	同取締役 執行役員 営業支援グループ長	2024年 4月	同専務取締役 執行役員 営業支援グループ長
2019年 6月	同常務取締役 上席執行役員 営業支援グループ長	2025年 4月	同専務取締役 執行役員 経営企画グループ長 (現任)
2020年 6月	同常務取締役 上席執行役員 商品グループ長 兼 店舗開発部担当		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

中谷泰文氏は、金融面で豊富な経験・実績を有しており、当社で経営管理部門の担当としてリスク管理体制の強化を主導するなど、健全な経営基盤の構築を推進しております。その豊富な経験を活かして、当社の持続的な成長のために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

3

えの もと てつ じ  
**榎本 哲治**

(1961年9月26日生)

再任



所有する当社株式の数

10,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月	当社入社	2019年 6月	同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長 兼 営業グループ 兼 提携推進部担当
2002年 4月	同東京聖石開発部長	2020年 4月	同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長
2004年 4月	同聖石開発部長	2022年 4月	同取締役 執行役員 商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長
2007年 6月	同執行役員 聖石本部副本部長 兼 聖石開発部長 兼 聖石設計部長	2023年 4月	同常務取締役 執行役員 商品グループ長 兼 寺社聖石グループ長
2012年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ 聖石部長	2025年 4月	同常務取締役 執行役員 商品・聖石グループ長 (現任)
2014年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ副グループ長 兼 聖石部長		
2016年 4月	同執行役員 寺社聖石グループ長 兼 聖石部長		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

榎本哲治氏は、当社で長く営業部門、特に寺社聖石部門の担当として豊富な経験・実績を有しております。その豊富な経験を活かして、お客様の多様化するニーズに対応し、既存事業の進化発展のために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

4

た むら がく じ  
**田村 岳二**

(1969年8月31日生)

再任



所有する当社株式の数

8,400株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1993年 4月	当社入社	2018年 7月	同執行役員 東京営業部長
2001年 4月	同東京第3営業部長	2022年 4月	同執行役員 聖石部長
2011年 4月	同聖石営業部長	2024年 4月	同執行役員 寺社聖石グループ 副グループ長 兼 聖石部長
2014年 7月	同理事 マーケティンググループ付部長	2025年 4月	同執行役員 営業グループ長
2015年10月	同理事 提携推進部長	2025年 6月	同取締役 執行役員 営業グループ長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

田村岳二氏は、当社で営業部門、寺社聖石部門等の豊富な経験・実績を有しております。その豊富な経験を活かして、更なる市場シェアの拡大や業績の向上に寄与する適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

5

さ き まさ やす  
茶木 正安

(1946年7月17日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

—

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1969年 4月	株式会社日本不動産銀行 (現・株式会社あおぞら銀行) 入行	2012年 6月	当社社外取締役 (現任)
1992年 6月	同取締役 東京支店長	2014年 6月	株式会社ファルコン・コンサルティング 上席顧問 (現任)
1996年 6月	同常務取締役	2015年 6月	株式会社メッセージ (現・SOMPOケア株式会社) 社外取締役
1998年 6月	同専務取締役	2018年 4月	株式会社CBホールディングス社外取締役 (監査等委員)
2000年11月	三洋信販株式会社専務執行役員	2018年 6月	東都水産株式会社社外取締役
2003年 7月	フィッチ・レーティングス・ジャパンCEO		
2006年 6月	株式会社福岡リアルティ代表取締役社長		
2006年 7月	福岡リート投資法人執行役員		

### ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

茶木正安氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営者としての豊富な経験と金融面での高い見識を有しており、また国内外のファイナンスにも精通していることから、引き続き当該知見を活かして特に経営戦略の策定・推進や金融面について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や後継者計画の策定、役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

候補者  
番号

6

のき な あきら  
**軒名 彰**

(1958年1月20日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

—

■ 略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	日興証券株式会社 (現・SMBC日興証券株式会社) 入社	2017年 6月	日本郵便株式会社社外取締役
2005年 2月	日興コーディアル証券株式会社 (現・SMBC日興証券株式会社) 取締役ダイレクトマーケティング担当	2018年 6月	上光証券株式会社 (現・北洋証券株式会社) 代表取締役副社長
2009年10月	同常務執行役員 東日本・首都圏東本部長	2018年 7月	ビジネスコーチ株式会社社外取締役 (現任)
2011年 4月	SMBC日興証券株式会社 常務執行役員 西日本・近畿法人統括	2019年 1月	株式会社オハラ社外取締役 (現任)
2014年 3月	同専務取締役 営業統括 兼 総合法人本部長	2019年 6月	北洋証券株式会社代表取締役会長
2016年 4月	日興システムソリューションズ株式会社 代表取締役会長	2022年 6月	当社社外取締役 (現任)
		2025年 9月	グリーンモンスター株式会社 社外取締役 (現任)
		2026年 5月	日本郵政株式会社 審議役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

軒名彰氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は証券業務の豊かな知識と高い見識を有しており、また企業経営者として豊富な経験を有していることから、引き続き当該知見を活かして特に資本政策や経営戦略について専門的な観点から、当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や後継者計画の策定、役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」については、2026年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は、茶木正安氏及び軒名彰氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、茶木正安氏及び軒名彰氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、当社取締役を含む被保険者が会社の役員としての職務につき行なった行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる被保険者が被る損害を填補することとしております (ただし、被保険者の犯罪等に起因する損害賠償請求の場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 茶木正安氏及び軒名彰氏は、社外取締役候補者であります。
6. 茶木正安氏及び軒名彰氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって茶木正安氏が14年、軒名彰氏が4年となります。
7. 当社は、茶木正安氏及び軒名彰氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、茶木正安氏及び軒名彰氏の再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## (ご参考) 株主総会後の当社の取締役会のスキル・マトリックス

本招集ご通知に記載の候補者を原案どおりご承認いただいた場合、取締役及び監査役の構成並びに各人の主な専門性と経験は次のとおりとなります。

氏名	役位	独立役員	性別	企業経営	経営戦略	業界知見	経営管理/ 組織・人事	財務/ 会計	法務/ リスク マネジメント	内部統制/ ガバナンス	サステナビリティ	DX/ICT
新 貝 三四郎	代表取締役		男性	●	●	●	●			●	●	
中 谷 泰 文	専務取締役		男性	●	●	●	●	●	●	●	●	●
榎 本 哲 治	常務取締役		男性	●	●	●						
田 村 岳 二	取締役		男性		●	●						
茶 木 正 安	取締役	●	男性	●	●		●	●	●	●		
軒 名 彰	取締役	●	男性	●	●		●	●	●	●		●
和 田 吉 弘	常勤監査役		男性			●		●		●		
中 村 里 佳	監査役	●	女性	●	●			●		●		
西 岡 環	監査役	●	女性						●	●		

(注) 上記の一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

## (ご参考) スキル項目と定義

スキル・マトリックスにおいて掲げた各スキル項目の定義は以下のとおりです。

スキル項目	定義
企 業 経 営	上場企業の経営者として、全社的かつ中長期的な視点から意思決定を行ない、多様なステークホルダーを意識した経営を実践するスキル
経 営 戦 略	全社戦略や個別事業の視点から、経営計画、新規事業、営業戦略を多面的に立案・実行し、進捗のモニタリングや対策の策定を通じて各部門を牽引するスキル
業 界 知 見	仏壇仏具や墓石などの供養業界及び相続や遺品整理といった終活領域に精通し、専門知識に基づく商品開発、仕入、アライアンス構築などを実施するスキル
経 営 管 理 / 組 織 ・ 人 事	管理部門全般を統括して適切な管理水準を維持するとともに、人事戦略の立案や制度運用を通じて、公正かつ適切な組織体制や報酬制度を構築・維持するスキル
財 務 / 会 計	企業の業績を制度面及び内部管理面から会計・税務の視点で把握し、経営課題やリスクのモニタリングを行ないながら適切な提案・助言をするスキル
法 務 / リ ス ク マ ネ ジ メ ン ト	法令や社会規範を遵守するコンプライアンス体制を構築し、災害・品質・情報セキュリティ等の各種リスクに対して組織横断的なマネジメント体制の構築と監視を行なうスキル
内 部 統 制 / ガ バ ナ ン ス	コーポレートガバナンス・コード等の趣旨を理解し、業務の適法性・有効性の監査や企業活動のモニタリングを通じて、適切な内部統制・監査体制及びガバナンス体制を整備するスキル
サ ス テ ナ ビ リ テ ィ	SDGsやESG等の社会的・公益的価値の重要性を理解したうえで、サステナビリティ方針を策定・展開し、企業活動への適切な対処行動を指示するスキル
D X / I C T	DXやICTの知見を有し、単なる業務の効率化にとどまらず、業務全般のあり方や最終的なビジネスモデルの変革にまで及ぶ構想力を持ち、推進するスキル

## 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に基づき、予め補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、候補者杉本保範氏は社外監査役以外の監査役の補欠として、候補者橋本和子氏は社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者  
番号

1

すぎもと やすのり  
杉本 保範

(1965年8月18日生)

### ■ 略歴、当社における地位

1988年 4月	大林道路株式会社入社	2014年 5月	同営業支援グループ 経営管理部 総務チームリーダー
1991年 3月	オリエント時計株式会社入社	2016年 4月	同営業支援グループ 総務部長
1991年 9月	当社入社 経理部 スタッフ	2021年 6月	株式会社はせがわ美術工芸 取締役 (現任)
2011年 4月	同西日本営業部 個店統括長	2024年 4月	当社執行役員 営業支援グループ 総務部長
2012年 4月	同営業支援グループ 人事総務部総務チーム 監査役付スタッフ	2025年 4月	同戦略企画部 スタッフ (現任)

所有する当社株式の数

—

### ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### ■ 補欠監査役候補者とした理由

杉本保範氏は、当社で経理部門、営業部門及び監査役補助使用人等の幅広い業務を経験し、また長く総務部門の部長としての豊富な経験を有していることから、これまでの経験を当社の監査役監査に活かすことができるものと判断し、補欠監査役候補者となりました。

候補者  
番号

2

はしもと かずこ  
橋本 和子

(1967年4月30日生)

## ■ 略歴

1990年 4月	中央監査法人入所	2008年 6月	日本サイテックインダストリーズ株式会社 (現・オルネクスジャパン株式会社) コントローラー
1993年 3月	公認会計士登録	2011年 3月	ダイセルオルネクス株式会社 監査役
1999年 1月	PricewaterhouseCoopers Cincinnati USA	2012年 1月	オルネクスジャパン株式会社 代表取締役社長
2000年10月	Deloitte Cincinnati USA	2019年10月	橋本和子公認会計事務所開業 (現任)
2002年10月	中央青山監査法人入所	2023年 6月	株式会社日本エム・ディ・エム 社外監査役 (現任)
2004年11月	株式会社I&S BBDO コントローラー		

所有する当社株式の数

—

## ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## ■ 補欠社外監査役候補者とした理由

橋本和子氏を補欠社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的知識、日系企業及び外資系企業の監査経験並びに企業経営者としての豊富な経験を当社の監査役監査に活かしていただくとともに、独立した立場から様々な経営判断における高度な財務及び会計面からの監査機能を発揮していただくことを期待したためであります。

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」については、2026年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 各候補者が監査役に就任した場合は、当社は各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、当社監査役を含む被保険者が会社の役員としての職務につき行なった行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる被保険者が被る損害を填補することとしております (ただし、被保険者の犯罪等に起因する損害賠償請求の場合を除く)。各候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 橋本和子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
6. 橋本和子氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

以上

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）におけるわが国の経済環境におきましては、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しなどを背景に、緩やかに回復している状況にあります。一方で、企業収益は改善の動きがみられるものの、米国の通商政策の影響に加え、中東情勢の動向を注視する必要があるなど、世界経済は不確実性が高い状態が続いており、個人消費については先行き不透明な状況が続いております。今後につきましては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が景気回復を下支えすることが期待される一方で、中東情勢の緊迫化や米国の通商政策の動向、物価上昇の継続などが、消費者マインドの下振れを通じて個人消費を抑制するリスクとなっており、また金融・資本市場の変動等の外部要因にも注意が必要な状況にあります。

当社グループが属する宗教用具関連業界におきましては、日本国内の年間死亡者数は今後増加していく見通しのなか、2023年3月28日に経済産業省が公表した「令和3年経済センサス - 活動調査結果」によると、2014年の宗教用具小売業の事業所数が3,004か所、年間商品販売額が1,639億42百万円であったのに対し、2021年には、事業所数が1,631か所、年間商品販売額が1,184億96百万円と長期的な減少傾向にあり、市場の縮小という構造的な問題に直面しております。また、お客様のライフスタイルやご供養の価値観の変化から、商品の簡素化・小型化が進み、多様なニーズに応える商品・サービスの開発が求められております。

当社グループにおきましては、社会的要請に基づく人件費の上昇という外部環境の変化に対し、既存の店舗運営モデルを抜本的に効率化し、収益力を高めていくことを重要な経営課題と認識しております。特に、定型業務の徹底的な省力化により創出した人的リソースを、付加価値の高い接客や、新規事業の企画立案といった成長分野へ配置転換し、持続的な成長を実現してまいります。

このような環境のなか、当社グループは当連結会計年度より新たな3カ年の中期経営計画を実行しております。新中期経営計画では、当社グループを取り巻く環境及び前中期経営計画の実行結果を踏まえ、お客様のピースフルライフ（穏やかで心豊かな生活）を実現する企業を目指してまいります。具体的には、「既存事業の進化発展」「新規事業の成長」「戦略的投資の実行」「利益体質への転換」の4つを3カ年の重点課題として設定いたしました。

当連結会計年度におきましては、これら重点課題のもと各施策を着実に推進いたしました。「既存事業の進化発展」「戦略的投資の実行」として、店舗政策を推進し、10月に、お仏壇のはせがわイオンモール各務原店（岐阜県各務原市）、11月に、ギャラリーメモリア大阪箕面（大阪府箕面市）、12月に、お仏壇のはせがわ高崎店（群馬県高崎市）を出店いたしました。併せて、成長性及び収益性の向上を目的とした店舗ポートフォリオの最適化を進め、お仏壇のはせがわ2店舗及びギャラリーメモリア2店舗の計4店舗を閉店いたしました。引き続き、地域特性に応じた店舗展開を進めるとともに、店舗運営面では基幹店を中心としたエリア単位でのサービス提供体制とバックオフィス業務を集約化し、「利益体質への転換」として、少人数でも効率的に運営できる体制の構築に取り組んでおります。これにより生産性の向上と収益構造の改善を図っております。

さらに、「新規事業の成長」として、ピースフルライフサポート事業（以下、PLS事業）においては、介護施設紹介など終活領域におけるサービス提供を拡充し、既存事業との連携による相乗効果の創出に努めております。また、新たな収益の柱を構築するため、当連結会計年度より不動産事業への参入準備を鋭意進めてまいりました。その結果、2026年4月1日付で「PLS不動産事業部」を新設し、ご供養や終活に伴う不動産に関連するお悩み事にワンストップで応える体制を整えております。

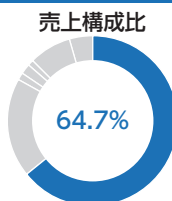
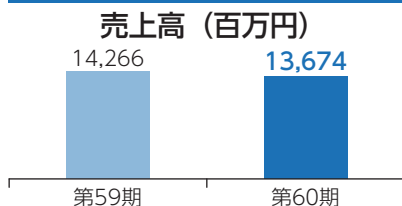
## 【報告セグメント別の業績】

セグメントごとの状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、従来「その他」の区分に含めていた「ピースフルライフサポート事業」（死後事務委任・身元保証・介護施設紹介・遺産相続・遺品整理・不動産整理などの相談対応等）を、質的重要性及び量的重要性を考慮し、報告セグメント「はせがわ」の「ピースフルライフサポート」として記載する方法に変更しております。これに伴い、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

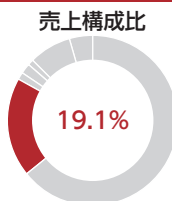
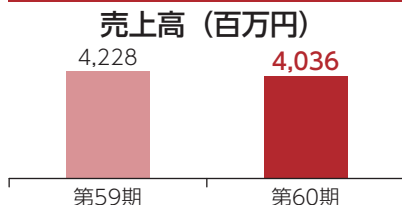
### ①はせがわ事業

#### 仏壇仏具



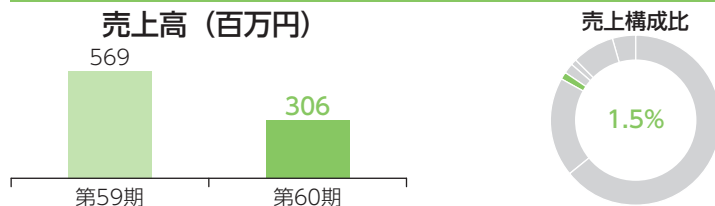
仏壇仏具事業につきましては、売上高は136億74百万円（前期比4.1%減）となりました。市場が縮小し、顧客獲得競争が一段と激化するなか、当社グループは専門店としての優位性を確立すべく、独自のブランド戦略を推進しております。具体的には、自社で展開する4つの商品ブランドに加え、子会社である株式会社現代仏壇のブランド力を統合した、計5ブランドによる多角的な商品・サービス提案体制を構築いたしました。これにより、伝統型からモダン型まであらゆる供養ニーズを網羅するラインナップを実現するとともに、各営業拠点を活用した現代仏壇ブランドの取扱い店舗の拡大を加速させております。当連結会計年度におきましては、外部パートナーとの共同開発商品として、カリモク家具株式会社との「HK CLAM（エイチケイ クラム）」、家具デザイナー小泉誠氏との「tonari ステージ」及び「tonari 位牌」並びにカンディハウス株式会社との「TEN（テン）」の販売を開始いたしました。

#### 墓石



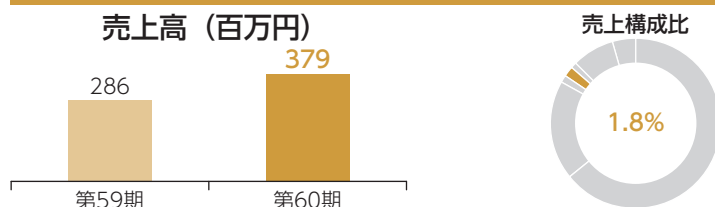
墓石事業につきましては、売上高は40億36百万円（前期比4.5%減）となりました。当社はお客様のニーズに幅広くお応えするため、墓石に加え、樹木葬や永代供養墓の販売に注力し、これらを合わせた遺骨供養全体の受注件数増加を目指しております。特に、墓石と樹木葬を同一施設内でご提案できる墓所の企画・提案に注力しております。当連結会計年度におきましては、東日本地区で8施設、東海地区で4施設、西日本地区で4施設、合計16施設の自社企画樹木葬が開園し、受託販売を開始いたしました。

## 屋内墓苑



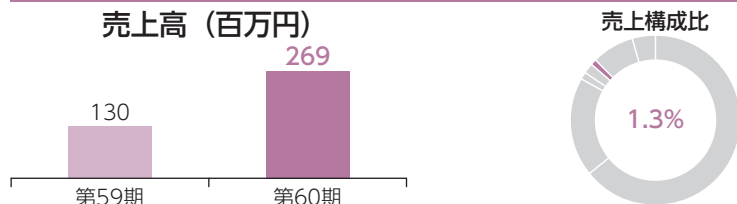
屋内墓苑事業につきましては、売上高は3億6百万円（前期比46.2%減）となりました。屋内墓苑とは、ご遺骨を納めた厨子を自動で呼び出せる搬送式の納骨堂のことで、現在当社では5施設の受託販売を実施しております。各施設の特色を活かした集客策を実施し、墓石事業とともに、遺骨供養全体として受注件数増加を目指しております。

## 飲食・食品・雑貨



飲食・食品・雑貨事業につきましては、売上高は3億79百万円（前期比32.6%増）となりました。飲食ブランド「田ノ実（たのみ）」店舗の運営に加え、返礼品や手土産にふさわしいギフト商材の企画・販売を行っております。当連結会計年度におきましては、ブランドの認知拡大と新たな顧客接点の創出を目指し、5月に田ノ実店舗の第2号店となる東京スカイツリータウン・ソラマチ店（東京都墨田区）を新規出店いたしました。一方で、収益性の向上を目的とした拠点の再編を進め、1月に自由が丘店（東京都目黒区）を閉店いたしました。今後も市場環境に応じた商品力の強化を通じて、事業の健全な成長を図ってまいります。

## PLS事業



PLS事業につきましては、売上高は2億69百万円（前期比105.9%増）となりました。PLSとは、死後事務委任・身元保証・介護施設紹介・遺産相続・遺品整理・不動産整理などの、ご逝去前後のライフイベントにおいて発生する終活領域及び相続領域の各種ご相談を、専門家と連携してワンストップで支援するサービスです。当社は、供養事業を起点にお客様との接点を広げ、継続的な関係構築を通じてLTV（顧客生涯価値）の最大化を目指しております。死亡者数の増加に伴い、当事業領域の市場は今後も持続的に成長していくと捉えており、提供サービスのさらなる充実を図ってまいります。当連結会計年度におきましては、仏壇仏具・墓石などの既存商品をご購入いただいたお客様に対する相対対応の品質向上を図るとともに、サービスの認知拡大及び相談件数の増加を目的として、対面及びオンラインによる無料セミナーの開催、TVCM、WEB広告等の各種プロモーション施策を積極的に実施してまいりました。また、2026年4月1日付での「PLS不動産事業部」新設を見据え、ご供養や終活に伴う不動産売却や有効活用に関する相談機能の強化・準備を推し進めてまいりました。あわせて、全国の店舗ネットワークを活用した相談導線の整備や、コールセンター機能の強化、パートナー企業との連携拡充を進めることで、ご供養を通じたご縁を終活・相続、さらには不動産領域へとシームレスにつなげる体制を構築しております。今後も持続的な市場成長が見込まれる当領域において、提供サービスのさらなる充実を図り、グループ全体の成長エンジンとして推進してまいります。

## ②現代仏壇事業

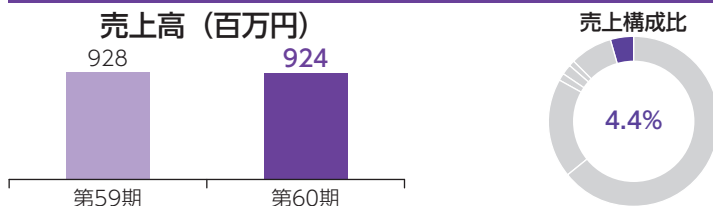
### 仏壇仏具



現代仏壇事業につきましては、売上高は16億89百万円（前期比99.4%増、前期は10月営業開始）となりました。株式会社現代仏壇は、モダンかつ洗練されたデザインの高品質なお仏壇を開発し、直営店と提携取引先による専門店として「ギャラリーメモリア」を全国に約100店舗展開しております。商品面・販売網の両面から、当社及び現代仏壇双方の強みを活かしたシナジー創出を目指しております。当連結会計年度におきましては、これまでに培われてきた商品ブランドを維持しつつ、当社が保有する多店舗運営のノウハウを転用し、各販売拠点の営業効率向上に注力いたしました。商品開発面では、現代の住空間に美しく調和するモダンなお仏壇仏具を中心に商品ラインナップを拡充いたしました。2026年度の最新作におきましては、自然とのつながりやクラフトの温かみをコンセプトに、全国の職人と協働した高付加価値商品の開発を推進しております。具体的には、ウォールナットの無垢材を職人が手作業で繋ぎ合わせて光の輝きを表現した「ヘリオス」や、青森県津軽地方の伝統技法「こざん刺し」の作家・高木裕子氏が考案した図案「松笠」をモチーフにした「コッテ」、北海道旭川市の森林保全に寄与するサステナブルな国産桜材を用いた「シルヴァ」など、ストーリー性豊かな商品を展開いたしました。また、内覧会等での先行展示を通じて世界観の訴求に加え、山中塗の技術を活かした「木製ミニ骨壺」など、多様化する手元供養ニーズに応える新ジャンルの開発にも注力しております。今後も、ものづくりの背景や職人の技術力を発信する取り組みを強化し、ブランド価値のさらなる向上と収益基盤の確立を図ってまいります。

### ③その他

## EC販売・卸売販売 他



### 事業内容

- ・ECサイトでの仏壇仏具の販売
- ・全国の仏壇販売店、提携業者への仏壇仏具の卸売販売 など

(はせがわ 仏壇仏具事業 (EC販売 (小売))

EC販売につきましては、売上高は5億99百万円(前期比1.5%減)となりました。仏壇仏具の自社EC及び各ECモールでの販売をはじめ、来店予約や店舗在庫のオンライン表示を行なうなど、ECと実店舗間の相互送客を推進しております。当連結会計年度におきましては、顧客利便性の向上と専門性の訴求を目的に、オンラインショップ内の「お位牌通販ページ」を全面的にリニューアルいたしました。掲載情報の拡充により、初めてお位牌を選ばれるお客様にも分かりやすいガイダンスを提供するとともに、取り扱いラインナップを大幅に拡充することで、多様化するご供養のニーズに応える体制を整え、集客の強化を図っております。あわせて、盆用品・盆提灯の特設ページを開設し、お盆に関するアンケート結果や、地域別の人気ランキングを発表するなど、社外リリースを通じた情報発信を積極的に行ない、自社サイトへの流入促進に努めてまいりました。

(はせがわ 仏壇仏具事業 (卸売販売) 他)

卸売販売 他につきましては、売上高は3億24百万円(前期比1.5%増)となりました。卸売販売は、当社店舗商圏外の仏壇販売店を対象とし、「卸売販売限定商品」をはじめ、国内有数の家具メーカーと共同開発した「L I V E - i n g コレクション」などの当社ならではのオリジナル仏壇を提供しております。

このように、各事業において施策を推進した結果、売上高は211億22百万円(前期比0.5%減)となりました。

また、営業利益は7億72百万円(前期比35.9%減)、経常利益は6億97百万円(前期比44.9%減)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2億91百万円(前期比67.8%減)となりました。

当社グループの報告セグメント別売上高は次のとおりであります。

報告セグメント等の名称		区 分	第59期 (2024年4月～2025年3月)		第60期 (2025年4月～2026年3月)		前期比 増減率 (%)	
			売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)		
報告セグメント	はせがわ	東日本	仏壇仏具	11,390	53.7	10,858	51.4	△4.7
			墓 石	3,469	16.3	3,365	15.9	△3.0
			計	14,859	70.0	14,223	67.3	△4.3
		西日本	仏壇仏具	2,875	13.5	2,816	13.3	△2.1
			墓 石	758	3.6	671	3.2	△11.5
			計	3,634	17.1	3,487	16.5	△4.0
		計	仏壇仏具	14,266	67.2	13,674	64.7	△4.1
			墓 石	4,228	19.9	4,036	19.1	△4.5
			計	18,494	87.1	17,711	83.8	△4.2
		屋内墓苑		569	2.7	306	1.5	△46.2
	飲食・ 食品・ 雑貨	食のギフト	187	0.9	230	1.1	22.5	
		田ノ実	98	0.4	149	0.7	51.8	
計		286	1.3	379	1.8	32.6		
ピースフルライフサポート		130	0.6	269	1.3	105.9		
現代 仏壇	仏壇仏具 (小売・卸売)	847	4.0	1,689	8.0	99.4		
その他	はせがわ	仏壇仏具 (EC販売 (小売) )	609	2.9	599	2.8	△1.5	
		仏壇仏具 (卸売販売) 他	319	1.5	324	1.5	1.5	
	計	928	4.4	924	4.4	△0.5		
調整額			△28	△0.1	△158	△0.8	—	
合 計			21,228	100.0	21,122	100.0	△0.5	

当社の報告セグメント別売上高は次のとおりであります。

報告セグメント等の名称	区 分		第59期 (2024年4月～2025年3月)		第60期 (2025年4月～2026年3月)		前期比 増減率 (%)	
			売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)		
報告セグメント	仏壇 仏具・ 墓石	東日本	仏壇仏具	11,390	55.8	10,858	55.4	△4.7
			墓 石	3,469	17.0	3,365	17.2	△3.0
			計	14,859	72.8	14,223	72.6	△4.3
		西日本	仏壇仏具	2,875	14.1	2,816	14.4	△2.1
			墓 石	758	3.7	671	3.4	△11.5
			計	3,634	17.8	3,487	17.8	△4.0
	計	仏壇仏具	14,266	69.9	13,674	69.8	△4.1	
		墓 石	4,228	20.7	4,036	20.6	△4.5	
		計	18,494	90.6	17,711	90.4	△4.2	
	屋内墓苑		569	2.8	306	1.6	△46.2	
	飲食・ 食品・ 雑貨	食のギフト	187	0.9	230	1.2	22.5	
		田ノ実	98	0.5	149	0.7	51.8	
		計	286	1.4	379	1.9	32.6	
ピースフルライフサポート		130	0.6	269	1.4	105.9		
その他	仏壇仏具 (EC販売 (小売) )	609	3.0	599	3.1	△1.5		
	仏壇仏具 (卸売販売) 他	319	1.6	324	1.6	1.5		
	計	928	4.6	924	4.7	△0.5		
合 計		20,410	100.0	19,591	100.0	△4.0		

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

		第57期 2023年3月期	第58期 2024年3月期	第59期 2025年3月期	第60期 2026年3月期
売上高	(百万円)	—	—	21,228	21,122
営業利益	(百万円)	—	—	1,204	772
経常利益	(百万円)	—	—	1,265	697
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	—	—	905	291
1株当たり当期純利益	(円)	—	—	49.76	16.02
総資産	(百万円)	—	—	19,916	21,246
純資産	(百万円)	—	—	12,542	12,784
1株当たり純資産	(円)	—	—	689.50	702.83

(注) 第59期から連結計算書類を作成しておりますので、第57期及び第58期の状況は記載しておりません。

## ② 当社の財産及び損益の状況

		第57期 2023年3月期	第58期 2024年3月期	第59期 2025年3月期	第60期 2026年3月期
売上高	(百万円)	21,608	21,300	20,410	19,591
営業利益	(百万円)	1,769	1,612	1,206	857
経常利益	(百万円)	1,773	1,638	1,264	793
当期純利益	(百万円)	1,154	1,059	887	402
1株当たり当期純利益	(円)	63.46	58.26	48.80	22.10
総資産	(百万円)	18,218	18,066	19,518	20,996
純資産	(百万円)	10,945	11,903	12,494	12,856
1株当たり純資産	(円)	601.90	654.39	686.89	706.74

### (3) 対処すべき課題

当社グループが事業を展開する宗教用具関連業界を取り巻く環境は、お客様の生活様式や価値観の多様化により、購入商品の小型化・簡素化、それに伴う販売単価の下落傾向が継続しております。市場全体では、死亡者数が増加しても、伝統的形式に縛られない供養や、お仏壇を保有しない選択、あるいは小型仏壇への買い替え需要の拡大により、市場規模が単純には拡大しない構造的な変化に直面しております。また、コロナ禍以降、お客様の購買行動はオンラインでの情報収集から購入に至る流れが一般化し、ホームセンターや家具メーカーといった異業種プレイヤーの台頭により、顧客獲得競争は一段と激化しております。

このような環境認識のもと、中期経営計画の2年目となる第61期を、持続的な成長に向けた事業構造を抜本的に刷新していく年度と位置づけ、以下の4つの重点課題を遂行することで、企業価値の向上に邁進してまいります。

#### ①既存事業の進化発展

物価上昇による生活防衛意識の高まりと、大切な方のご供養には妥協したくないという想いが交錯し、消費の二極化が進んでおります。一段とシビアになったお客様の目線に対し、当社は専門店としての強みを再定義し、人生の最も大切な方に寄り添う「本物」を提供してまいります。具体的には、至高のクオリティを追求した「H P R E M I U M」や、国内の有名家具メーカーと共同開発した「L I V E - i n g コレクション」、モダンかつ洗練されたデザインの現代仏壇ブランドを展開し、それぞれの特長を活かした高付加価値商品を拡充いたします。こうした質の高い提案を軸としつつ、購買意欲の高いボリュームゾーンに向けた戦略的な商品展開や、お仏壇の引取り供養付き定額利用サービス「買わないお仏壇 t u t u m u プラン」の展開、さらにはM & A や、市場の変化に応じた機動的な店舗の出退店や統廃合を行ない、最適化された店舗網を構築することで、幅広いニーズを捕捉し、売上高の持続的な成長回帰を図ります。

#### ②新規事業の成長

従来の売り切り型のビジネスモデルでは、ご供養後に数十年続くお客様の生活において、終活・相続・不動産といった様々なお悩みに十分に答えられず、接点が途切れてしまうことが課題となっておりました。また、お盆やお彼岸など、行事に伴う季節変動の影響を受けやすい既存事業に対し、年間を通じて安定した収益基盤を構築することも重要な経営課題です。

これらを解決するため、既存事業とP L S 事業が相互の接点を活かし、一生涯を通じてお客様に寄り添い続けるビジネスモデルを構築することで、L T V の向上と収益の平準化を目指します。

具体的には、2026年4月に新設した「P L S 不動産事業部」を軸に、ご供養や終活に伴う不動産売却・有効活用の相談機能を本格稼働させます。これにより、既存のお客様に対し、相続手続きの支援や遺品整理、身元保証といったサービスを、季節を問わず適切なタイミングで多角的にご提案し、ご供養の枠を超えた広範な生活支援へとつなげてまいります。同時に、P L S 事業を入り口とした新規顧客の開拓も強化し、新たな収益柱へと成長させていくとともに、グループ全体の年間を通じた収益構造の安定化を図ってまいります。

### ③戦略的投資の実行

デジタル化の進展により、お客様が「まずネットで調べ、必要に応じて店舗へ行く」という購買プロセスが定着するなか、オンラインとリアル情報の乖離や顧客接点の分断が、機会損失を招く大きな課題となっております。また、市場環境の変化に対応し持続的な成長を実現するためには、店舗網の刷新のみならず、デジタル、人材、研究開発といった各分野へのバランスの取れた資源配分が不可欠です。

これらの課題を解決するため、当社は中期経営計画の期間において、将来の成長と安定した経営基盤の構築に向けた戦略的な投資を実行いたします。具体的には、オンラインと実店舗の顧客情報を一体化し、双方の強みを活かしたサービス提供体制を構築するため、年間70万組の来店客と30万人のアプリ会員の購買行動データを一元管理することで、お客様が「いつ、どこで、何を必要としているか」を会社全体で把握できるようにいたします。この強固なデータ基盤を武器に、私たちの役割は「供養領域のお手伝い」から、その後続く終活・相続・不動産活用まで、「一生涯のライフステージを支えるパートナー」へと進化します。デジタルの精度と、実店舗ならではの温もりのある接客を掛け合わせることで、お客様に寄り添い続ける関係を築き、LTVの最大化を目指してまいります。あわせて、出退店や統廃合を軸とした店舗投資、専門性の高い人材の確保・育成を目指す人的投資及びP L S事業や新サービスを生み出す研究開発投資を着実に実行いたします。また、不測の事態や将来のM&A・資本提携に備えた内部留保を適正に維持しつつ、配当方針として累進配当を導入し、安定的な株主還元を継続いたします。こうした多角的な資源配分により、経営の柔軟性を保ちながら、持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

### ④利益体質への転換

社会的要請に基づく人件費の上昇や、採用競争の激化に伴う人手不足の影響により、これまで以上に効率的な運営体制の構築が喫緊の課題となっております。こうした環境のなか、店舗における定型業務の負担がスタッフの接客時間を制約し、本来の強みである「おもてなし」の品質維持を阻害している現状を改善するため、営業店及び間接部門の業務を「見直し・集約・廃止」の観点から抜本的に刷新します。生成A IやR P Aなどのデジタル技術を導入し、定型業務を徹底して省力化・自動化することで、少人数でも質の高い運営ができる体制を構築いたします。これにより創出した人的リソースを、付加価値の高い接客や、新規事業の企画立案といった成長分野へ配置転換し、グループ全体の生産性と収益構造の改善を断行いたします。

## (ご参考) サステナビリティへの取組み

持続可能な社会への貢献と持続的な企業価値の向上のために、サステナビリティ基本方針を策定しております。

### <サステナビリティ基本方針>

私たちは、創業の精神に基づく持続的な企業活動を通じて、お客様、社員、社会、自然をはじめとしたあらゆるご縁への感謝の想いを体現し、歴史ある日本文化を伝承することで、ともに調和し、輝きあい、喜びあえる世界を実現してまいります。

当社のサステナビリティへの取組みのひとつである「日本文化の伝承」についてご紹介します。

### 日本の伝統文化・技術の承継 ～東京藝術大学への「お仏壇のはせがわ賞」授与～

文化財修復の技術者が少なくなるなか、文化財保存の優れた担い手の育成は重要な活動であると当社では考えています。そこで文化財保存の技術者育成の支援として、2007年から毎年、東京藝術大学大学院美術研究科 文化財保存学専攻修士課程修了作品の優秀作品に「お仏壇のはせがわ賞」を、博士課程修了作品の優秀作品に「お仏壇のはせがわ賞 特別賞」を授与しており、当社はこの活動を通じて、文化財保存学の発展に貢献してまいります。

2025年度の「お仏壇のはせがわ賞」「お仏壇のはせがわ賞 特別賞」をご紹介します。

#### <第20回 お仏壇のはせがわ賞>

受賞者：修士課程 堀内 七海氏

作品名：「阿弥陀三尊来迎図」東京藝術大学蔵の現状模写および装潢（右写真）

#### <第16回 お仏壇のはせがわ賞 特別賞>

受賞者：博士課程 王 工一氏

作品名：東京藝術大学所蔵 肥後別当定慶作 木造毘沙門天立像 復元模刻制作（左下写真）

受賞者：博士課程 張 彬文氏

作品名：元興寺蔵重要文化財《板絵智光曼荼羅》の想定復元模写（右下写真）



#### (4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は5億74百万円であり、その主なものは、新規出店、既存店舗の改装及びコンピュータ関連機器の更新等によるものであります。

#### (5) 資金調達の状況

当社は当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、長期借入金20億円を調達いたしました。

#### (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
株式会社現代仏壇	1	100	宗教用具関連事業

#### (7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社1社及び関連会社4社で構成され、主に宗教用具関連事業、飲食・食品・雑貨事業及びピースフルライフサポート事業を行っております。

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

福岡本社 (福岡市博多区)

東京本社 (東京都文京区)

東京ロジスティクスセンター (東京都江東区)

福岡ロジスティクスセンター (福岡市東区)

営業店 136店

報告セグメント	区分	地区	都道府県名	店舗数
は せ が わ	東日本	関東	東京都	25
			神奈川県	28
			千葉県	17
			埼玉県	16
			茨城県	5
			栃木県	2
			群馬県	2
			山梨県	1
		小計	96	
		東海	愛知県	9
			岐阜県	3
	三重県		1	
	静岡県	1		
小計	14			
計	110			
西日本	福岡県	17		
	大分県	3		
	佐賀県	2		
	山口県	3		
計	25			
計	135			
飲食・食品・雑貨		関東	東京都	1
合 計				136

② 子会社

株式会社現代仏壇

大阪本社（大阪市東成区）

東京支店（東京都大田区）

直営店 15店

報告セグメント		区 分	地 区	都道府県名	店舗数
現代 仏壇	仏壇仏具 (小売・卸売)	-	-	北 海 道	1
				宮 城 県	1
				東 京 都	3
				神 奈 川 県	1
				大 阪 府	4
				兵 庫 県	2
				広 島 県	1
				福 岡 県	2
				合 計	15

(9) 企業集団の使用人の状況 (2026年3月31日現在)

報告セグメント等の名称		区分	使用人数	対前期末比増減
報告セグメント	はせがわ	東日本	420名	26名減
		西日本	136名	7名減
	はせがわ	屋内墓苑	6名	6名減
	はせがわ	飲食・食品・雑貨	8名	1名減
	はせがわ	ピースフルライフサポート	23名	12名増
現代仏壇	仏壇仏具 (小売・卸売)	77名	10名減	
計			670名	38名減
その他			25名	2名増
全社 (共通)			139名	25名増
合計			834名	11名減

(注) 1. 当連結会計年度より、従来「その他」の区分に含めていた「ピースフルライフサポート事業」(死後事務委任・身元保証・介護施設紹介・遺産相続・遺品整理・不動産整理などの相談対応等)を、質的重要性及び量的重要性を考慮し、報告セグメント「はせがわ」の「ピースフルライフサポート」として記載する方法に変更しております。これに伴い、対前期末比増減については、前期末の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

2. 使用人数は従業員数であり、上記の使用人数には臨時使用人(年間平均雇用人員476名)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社 福岡銀行	1,000
株式会社 西日本シティ銀行	1,000
株式会社 みずほ銀行	500

## 2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 18,646,376株 (自己株式323,591株を含む)  
 (3) 株主数 15,280名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
長谷川興産株式会社	3,820	20.85
長谷川裕一	2,202	12.01
吉野泰雄	1,135	6.19
株式会社西日本シティ銀行	872	4.76
はせがわグループ社員持株会	769	4.20
株式会社福岡銀行	677	3.69
有限会社法隆	443	2.42
長谷川素子	280	1.53
明治安田生命保険相互会社	250	1.36
日本生命保険相互会社	187	1.02

- (注) 1. 当社は、自己株式を323,591株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 自己株式には「役員株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する株式132,398株は含めておりません。  
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
新 貝 三 四 郎	代表取締役社長	株式会社現代仏壇 取締役会長
中 谷 泰 文	専務取締役 経営企画グループ長	
榎 本 哲 治	常務取締役 商品・聖石グループ長	
田 村 岳 二	取締役 営業グループ長	
茶 木 正 安	社外取締役	
軒 名 彰	社外取締役	北洋証券株式会社 代表取締役会長
和 田 吉 弘	常勤監査役	
中 村 里 佳	社外監査役	
西 岡 環	社外監査役	

- (注) 1. 田村 岳二は、2025年6月25日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって取締役に就任いたしました。
2. 監査役 中村 里佳は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 西岡 環は、弁護士の資格を有しております。
4. 当社は、社外取締役 茶木 正安及び軒名 彰並びに社外監査役 中村 里佳及び西岡 環を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(ご参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。  
2026年3月31日現在の各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

氏名	担当
※ 中谷 泰文	経営企画グループ長
※ 榎本 哲治	商品・聖石グループ長
※ 田村 岳二	営業グループ長
前田 友和	PLS事業グループ長
田中 秀昌	デジタル推進グループ長
吉安 大輔	戦略企画部長
槻木 紘一郎	経営企画グループ 人事部長
馬渡 周二	経営企画グループ 経理部長
佐藤 城司	経営企画グループ 企画総務部長 兼 総務チームリーダー

(注) ※印の執行役員は、取締役兼務者であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の全ての取締役及び監査役（退任役員及び保険期間中に新たに選任された役員並びにそれらの相続人等を含む）、執行役員及び部長等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づく職務につき行なった行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪等に起因する損害賠償請求については填補の対象としないこととしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

##### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の決定

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

##### ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

##### A) 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績との連動、株主の皆様との価値共有、業績や企業価値向上に対する意欲喚起を狙いとして定めた役員報酬制度に基づき決定することを基本方針とし、報酬の水準については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場会社と比較するとともに、当社の業績水準、従業員の給与水準を考慮したうえで決定し、役位ごとの報酬総額を役員報酬制度に定めます。具体的には、社内取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬・評価変動報酬）、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役（非業務執行取締役）の報酬は、独立した立場から経営の監督機能を担うことが役割であることを踏まえ基本報酬（固定報酬）のみとします。

##### B) 基本報酬（金銭報酬）に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は固定報酬と評価変動報酬（社外取締役は固定報酬）により構成し、役位別の額の水準と算定方法を役員報酬制度に定めます。

具体的には、

- a) 取締役の個人別の固定報酬は金銭報酬とし、役員報酬制度に定める役位別の報酬レンジ（下限額と上限額を設定）の範囲内で、職責、知識・経験値等に応じて年額（当年7月～翌年6月）を決定し、その額の12分の1に相当する額を当年7月から1年間にわたり毎月定額で支給します。
- b) 社内取締役の個人別の評価変動報酬は金銭報酬とし、前年度の個人別の評価を役員報酬制度に定める役位別の評価変動報酬テーブルに当てはめて当年度の報酬年額（当年7月～翌年6月）を決定し、その額の12分の1に相当する額を当年7月から1年間にわたり毎月定額で支給します。

##### C) 業績連動報酬等に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の社内取締役に支給する業績連動報酬は、年度ごとの業績向上に対する意識・意欲を高めるための業績指標（親会社株主に帰属する当期純利益）を反映した金銭報酬とし、その額の水準と算定方法を役員報酬制度に定めます。具体的には、第47期の連結当期純利益（9億38百万円）を基準値とした社内取締役の役位別の業績連動報酬標準額を設定し、当年度の親会社株主に帰属する当期純利益が基準値を上回れば翌年度の役位別業績連動報酬が増加し、下回れば減少する仕組みとします。個人別の業績連動報酬については、役員報酬制度に定める算定方法に基づき、前年度の親会社株主に帰属する当期純利益の額に応じて当年度の役位別業績連動報酬年額（当年7月～翌年6月）を決定し、その額の12分の1に相当する額を当年7月から1年間にわたり毎月定額で支給します。

## D) 非金銭報酬等に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の社内取締役支給する非金銭報酬は、株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」による当社株式（一部金銭）とし、その数と算定方法を役員報酬制度に定めます。具体的には、取締役在任期間において、毎年の株主総会日に、前年の7月1日から当年6月30日までの期間を対象として、役員報酬制度に定める役位別の1事業年度当たり付与するポイントを付与し、取締役退任時（退任日の翌月25日）に、付与済の累積ポイント数を基に「1ポイント=1株」として給付株式数を算出し、給付株式数のうち80%について当社株式を、残りの20%について当社株式の時価相当の金銭を、それぞれ株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）に基づき設定した信託から給付します。

## E) 報酬等の割合に関する方針

当社の社内取締役の種類別の報酬割合については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場会社の報酬水準を踏まえたうえで、上位の役位ほど基本報酬の固定報酬のウェイトが低くなる（報酬の変動幅が高まる）構成とします。具体的には、基本報酬のうちの評価変動報酬は個人別評価が標準の場合であり、業績連動報酬は会社業績が基準値（親会社株主に帰属する当期純利益が9億38百万円）の場合であり、株式報酬は当社株式の株価が487円（株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」の導入時の株価）の場合の役位ごとの種類別の報酬割合を次のとおり役員報酬制度に定めます。

〔取締役の種類別の報酬割合〕

役位		金銭報酬			非金銭報酬
		基本報酬		業績連動報酬	株式報酬
		固定報酬	評価変動報酬		
社内 取 締 役	取締役社長	60.0%	11.0%	20.0%	9.0%
	取締役副社長	61.8%	9.4%	20.0%	8.8%
	専務取締役	63.5%	7.9%	20.0%	8.6%
	常務取締役	65.6%	6.7%	20.0%	7.7%
	取締役	69.0%	5.5%	20.0%	5.5%
社外取締役		100.0%	—	—	—

なお、当社の社内取締役の報酬は、個人別評価と会社業績に応じて、毎年度個人別の評価変動報酬額と業績連動報酬額が変動し、その結果、種類別の報酬割合が変化する仕組みであるため、毎年度個人別に種類別の報酬割合を決定することはせず、役員報酬制度に基づき、毎年度、役位と評価、会社業績に応じて個人別に種類別の報酬額を決定します。

#### F) 報酬等の決定の委任に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会へ、審議及び決定を委任することとし、その決定のプロセスは次のとおりとします。

- a) 取締役会において、代表取締役が役員報酬制度に基づく取締役の個人別の報酬額の設定案（以下、「報酬案」）を立案し報酬諮問委員会へ提示すること及び当該報酬案の審議並びに取締役の個人別の報酬額の決定を報酬諮問委員会へ委任することについて決議します。
- b) 報酬諮問委員会において、代表取締役から提示された報酬諮問案について、役員報酬制度に照らして適正に算定・策定されているか否かを含めてその相当性・妥当性を審議し、必要に応じて報酬案を修正したうえで、株主総会の決議の範囲内において取締役の個人別の報酬額の決定を決議いたします。
- c) 報酬諮問委員会から取締役会に対し、報酬額の決定を決議した旨及び決議日時を報告します。

#### G) 非金銭報酬にかかる不支給に関する事項

当社の社内取締役を支給する非金銭報酬（株式報酬）は、以下の事由に該当する場合には、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決議することにより、その全部または一部について支給しないことができます。

- a) 取締役在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合
- b) 取締役在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等を行なった場合

#### ハ. 当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は2025年5月15日開催の取締役会において、当事業年度にかかる取締役の個人別報酬等について、報酬諮問委員会へ決定を委任する旨を決議しております。報酬諮問委員会においては、決定を委任された報酬案について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等と整合しているか否か、その正当性と妥当性の観点から審議を行なったうえで決定を決議しており、2025年6月25日の取締役会において、報酬諮問委員会より委任に基づき決定したことの結果報告を受けていることから、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別報酬等の内容が当該決定方針等に沿うものであると判断しております。

#### ② 監査役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

##### イ. 基本方針

当社の監査役報酬は、社内、社外に関わらず、独立した立場から取締役の職務執行の監督機能を担うことが役割であることを踏まえ、監査役報酬は常勤・非常勤ともに固定報酬のみとなっております。また、常勤監査役の報酬水準については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場企業と比較を行なったうえで設定します。

##### ロ. 報酬等の決定方法

当社の監査役会は、会社法の規定に基づき株主総会の決議及び役員報酬制度の定め範囲内において、監査役の協議によって報酬額を決定します。

## ③ 退職慰労金に関する事項

当社の社内取締役及び常勤監査役に支給する退職慰労金については、2017年5月12日開催の取締役会で、第51期定期株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同年6月20日開催の第51期定期株主総会において、当該総会日までの在任中の功労に対し打切り支給する旨を決議しております。具体的には、退職慰労金の支給対象者は2017年6月20日以前から社内取締役又は常勤監査役の任にある者、支給額の算定対象期間は2017年6月20日までの間の社内取締役在任期間又は常勤監査役在任期間であり、役員退職慰労金支給規程に基づき算定した額を、対象となる社内取締役又は常勤監査役の退任時（退任日の翌月中）に金銭にて支給します。なお、退職慰労金は、以下の事由に該当する場合には、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決議することにより、その全部または一部について支給しないことができます。

- イ. 退職にあたり所定の手続き及び事務処理をなさず、業務の運営に支障をきたした場合
- ロ. 業績不振の要因を残し又は当社の信用を傷つけ及び在任中に知り得た当社の機密を洩らすなどの背信行為によって、当社に損害を与えるおそれのある場合
- ハ. 在任中に不都合な行為があり、役員を解任された場合
- ニ. 前各号に準ずる行為があり、減額又は不支給を適当と認めた場合

## ④ 当事業年度にかかる報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬		業績連動 報酬	非金銭 報酬	
		固定報酬	評価変動 報酬			
取締役 (うち社外取締役)	122 (11)	88 (11)	6 (-)	17 (-)	9 (-)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24 (9)	24 (9)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	146 (21)	112 (21)	6 (-)	17 (-)	9 (-)	9 (4)

- (注) 1. 業績連動報酬にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、当事業年度における算定指標の実績は、2億91百万円であります。なお、当該指標を選択した理由及び報酬額を算定する仕組みは「① ロ. C) 業績連動報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。
2. 非金銭報酬の内容は株式報酬制度「株式給付信託 (BBT=Board Benefit Trust)」による当社株式（一部金銭）であり、その内容は「① ロ. D) 非金銭報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。上表に記載している報酬額は、在任社内取締役に対し当事業年度に付与するポイントを「1ポイント=1株」として算出した株式数を金銭に換算した金額であります。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2013年6月20日開催の第47期定時株主総会において年額400,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月20日開催の第51期定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」の導入を決議しており、その決議のなかで、1事業年度当たり付与するポイント数の上限を80,000ポイント（社外取締役は付与対象外。）、当初対象期間及びその後のそれぞれの対象期間（いずれも5事業年度）において、当該株式報酬制度に基づき設定する信託を通じて取得される当社株式の上限を400,000株と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。なお、定款で定める取締役の員数は11名以内であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第28期定時株主総会において年額35,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。なお、定款で定める監査役の員数は5名以内であります。

⑥ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
社外取締役 軒名 彰は北洋証券株式会社の代表取締役会長であります。北洋証券株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況  
イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席状況	出席率	出席状況	出席率
	回	%	回	%
取締役 茶木 正安	15/15	100	—	—
取締役 軒名 彰	15/15	100	—	—
監査役 中村 里佳	15/15	100	14/14	100
監査役 西岡 環	15/15	100	14/14	100

### ロ. 社外取締役の取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概要

取締役 茶木 正安は金融面での豊かな知見に基づく企業経営の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に経営戦略や金融面について専門的な立場から監督、助言等を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や後継者計画の策定、役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

取締役 軒名 彰は証券業務を通しての豊かな知見に基づく企業経営の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に資本政策や経営戦略について専門的な立場から監督、助言等を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や後継者計画の策定、役員報酬等の決定過程における監督機能を発揮しております。

### ハ. 社外監査役の取締役会及び監査役会における発言状況

監査役 中村 里佳は主として公認会計士及び税理士としての専門的見地から、監査役 西岡 環は主として弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行なっております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	42百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」には、これらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言業務を委託いたしました。その報酬等の額は2百万円であり、上記「(2) 報酬等の額」の「当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」に含まれております。

### (4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行なっております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

### (6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

## 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営の重要施策の一つであるとの認識に立ち、内部留保金や業績なども勘案し、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行なうことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。「剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨を定款に定めております。

当社は、安定した配当を継続したうえで株主の皆様に対する利益還元をさらに拡大することが肝要であるとの考えに基づき、第60期より新たに「累進配当」を導入いたしました。これにより、当期の期末配当は1株当たり7円50銭の配当を行なうことを決議する予定であります。従いまして、既に2025年12月1日に実施済みの中間配当金1株当たり7円50銭と合わせ、年間配当金は1株当たり15円00銭となります。

なお、内部留保金については、将来の店舗の出店・移転や霊園・墓所の確保、M&A及び資本提携など、事業の拡大や基盤強化のために効果的に投資してまいります。

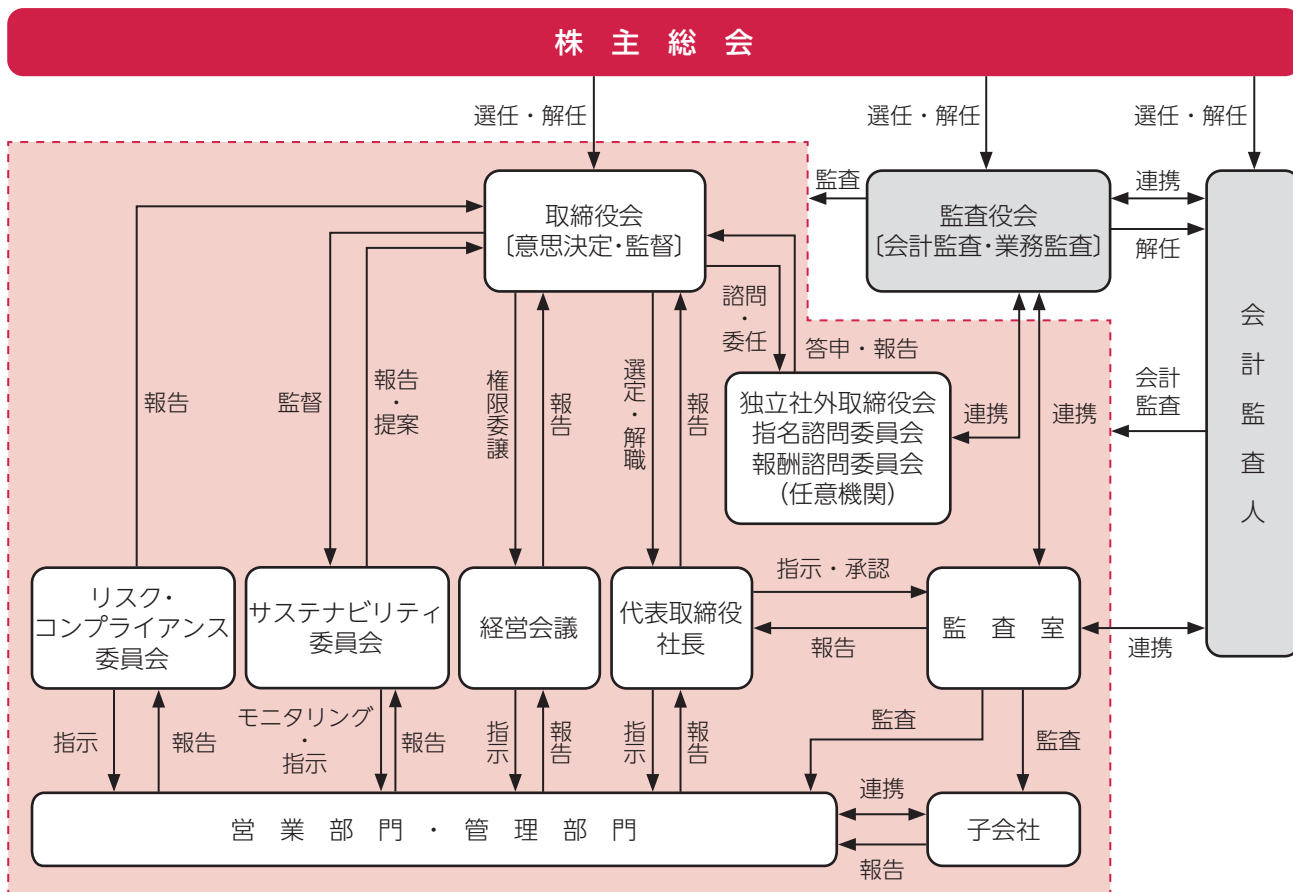
(本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。)

## (ご参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、お客様をはじめとする様々なステークホルダーの方々の方々に配慮し、共に発展できる関係を構築していきつつ持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「経営理念体系」を策定して企業倫理を明確にし、事業活動の最前線まで浸透を図っております。また、迅速な経営判断のもと機動的な業務執行を行なうための経営管理機構を構築し、経営の健全性を担保するための経営監督機能を整備することで、経営の効率化と透明性の確保に努めてまいります。

さらに、株主の権利が確保されるよう適切な環境・体制の整備を行なうとともに、法令に基づく開示はもとより、法令に基づく開示以外にも、株主の判断に資する情報や、株主の利益に重要な影響を与える可能性のある情報について、積極的な開示に努めてまいります。

なお、第61期（2027年3月期）のコーポレート・ガバナンス体制図は、次のとおりであります。



(ご参考) 主要な会議体について

取締役会	構成	全ての取締役6名(うち2名は社外取締役)で構成されております。
	開催頻度	原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	業務執行の意思決定、取締役の職務の執行の監督を行っております。取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の職務の執行を監査するとともに必要に応じて意見を述べております。
監査役会	構成	全ての監査役3名(うち2名は社外監査役)で構成されております。
	開催頻度	原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行ない、または決議することを目的としております。
独立社外取締役会	構成	全ての独立社外取締役2名で構成されております。
	開催頻度	あらかじめ定めた年度計画に基づき開催しております。
	目的	独立社外取締役が取締役会における議論に積極的に貢献するための情報交換や認識共有を行っております。また、各監査役が必要に応じて出席し、独立社外取締役との連携を行っております。
指名諮問委員会	構成	独立社外取締役2名及び代表取締役社長の合計3名で構成されております。
	開催頻度	適宜開催しております。
	目的	代表取締役、取締役、執行役員等の指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の強化を図ることを目的としております。取締役会の諮問に基づき取締役及び執行役員の選解任、最高経営責任者の後継者計画等について審議し、その結果を取締役に答申しております。
報酬諮問委員会	構成	独立社外取締役2名及び代表取締役社長の合計3名で構成されております。
	開催頻度	適宜開催しております。
	目的	取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の強化を図ることを目的としております。取締役会決議による委任に基づき取締役の個人別報酬等の内容を決定するほか、取締役会の諮問に応じて取締役の個人別報酬等の決定に関する方針等について審議し、その結果を取締役に答申しております。
経営会議	構成	取締役(社外取締役を除く)4名及び執行役員8名の合計12名で構成されております。
	開催頻度	原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	取締役会が承認した経営方針及び経営計画の業務執行を統括・牽引し、関連する事項の審議及び決定を行っております。また、監査役が必要に応じて出席し、意見を述べております。
サステナビリティ委員会	構成	取締役(社外取締役を除く)4名及び執行役員8名の合計12名で構成されております。
	開催頻度	原則として半年に1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	サステナビリティへの取組みを推進するとともに、当社の持続的な企業価値の向上に貢献することを目的としております。また、監査役が必要に応じて出席し、意見を述べております。
リスク・コンプライアンス委員会	構成	リスク担当取締役、グループ長、子会社取締役(管理部門管掌)等で構成されております。
	開催頻度	原則として年2回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	リスク管理の推進及びコンプライアンスの啓発・教育を統括することを目的としております。

# 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>8,360</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,226</b>
現金及び預金	2,467	買掛金	520
売掛金	1,048	1年以内返済予定の長期借入金	1,370
契約資産	2	リース債務	85
商品	4,452	未払金	443
その他	401	未払法人税等	69
貸倒引当金	△12	契約負債	1,025
<b>固定資産</b>	<b>12,885</b>	賞与引当金	344
<b>有形固定資産</b>	<b>2,605</b>	資産除去債務	13
建物及び構築物	512	その他	353
造作	300	<b>固定負債</b>	<b>4,234</b>
土地	1,327	長期借入金	2,935
リース資産	239	リース債務	273
その他	225	繰延税金負債	429
<b>無形固定資産</b>	<b>372</b>	役員株式給付引当金	52
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,908</b>	退職給付に係る負債	46
投資有価証券	998	資産除去債務	458
退職給付に係る資産	1,545	その他	40
営業保証金	3,051	<b>負債合計</b>	<b>8,461</b>
販売保証金	3,184	<b>(純資産の部)</b>	
差入保証金	1,392	<b>株主資本</b>	<b>12,227</b>
その他	126	資本金	4,037
貸倒引当金	△392	資本剰余金	1,583
<b>資産合計</b>	<b>21,246</b>	利益剰余金	6,778
		自己株式	△171
		<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>557</b>
		その他有価証券評価差額金	542
		退職給付に係る調整累計額	14
		<b>純資産合計</b>	<b>12,784</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>21,246</b>

# 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,122
売 上 原 価		7,635
売 上 総 利 益		13,487
販売費及び一般管理費		12,714
営 業 利 益		772
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	26	
持分法による投資利益	2	
そ の 他	26	56
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	50	
貸倒引当金繰入額	57	
そ の 他	23	131
経 常 利 益		697
特 別 損 失		
減 損 損 失	87	87
税金等調整前当期純利益		609
法人税、住民税及び事業税	166	
法人税等調整額	152	318
当 期 純 利 益		291
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		291

# 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,463</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,040</b>
現金及び預金	2,354	買掛金	472
売掛金	913	1年以内返済予定の長期借入金	1,370
約束手形	2	リース債務	81
商品	3,857	未払金	413
前払費用	1	未払費用	147
その他	179	未払法人税等	69
	155	未払消費税等	137
<b>固定資産</b>	<b>13,532</b>	契約負債	975
<b>有形固定資産</b>	<b>1,787</b>	預り金	39
建物	350	賞与引当金	324
構築物	298	資産除去債務	9
機械及び装置	64	<b>固定負債</b>	<b>4,099</b>
什器備品	1	長期借入金	2,935
土地	224	リース債務	266
リース資産	616	繰延税金負債	390
	230	役員株式給付引当金	52
<b>無形固定資産</b>	<b>372</b>	退職給付引当金	46
商標	1	資産除去債務	403
ソフトウェア	141	その他	6
リース資産	82	<b>負債合計</b>	<b>8,140</b>
電話加入権	25		
ソフトウェア仮勘定	120	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,372</b>	<b>株主資本</b>	<b>12,313</b>
投資有価証券	956	資本金	4,037
関係会社株	594	資本剰余金	1,583
関係会社出資	5	資本準備金	1,100
長期貸付金	9	その他資本剰余金	482
関係会社長期貸付金	290	<b>利益剰余金</b>	<b>6,863</b>
長期前払費用	51	その他利益剰余金	6,863
前払年金費用	1,524	繰越利益剰余金	6,863
投資不動産	807	<b>自己株式</b>	<b>△171</b>
営業保証金	3,051	評価・換算差額等	542
販売保証金	3,184	その他有価証券評価差額金	542
差入保証金	1,230	<b>純資産合計</b>	<b>12,856</b>
その他	59	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>20,996</b>
貸倒引当金	△392		
<b>資産合計</b>	<b>20,996</b>		

# 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,591
売 上 原 価		7,055
売 上 総 利 益		12,536
販売費及び一般管理費		11,678
営 業 利 益		857
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	35	
受 取 賃 貸 料	26	
そ の 他	21	83
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	50	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	44	
賃 貸 費 用	30	
そ の 他	21	147
経 常 利 益		793
特 別 損 失		
減 損 損 失	82	82
税 引 前 当 期 純 利 益		711
法人税、住民税及び事業税	162	
法 人 税 等 調 整 額	146	309
当 期 純 利 益		402

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社はせがわ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 下 平 雅 和  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社はせがわの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はせがわ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社はせがわ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 下 平 雅 和  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社はせがわの2025年4月1日から2026年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的で開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、非常勤社外取締役とも会合を持ち、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し適宜質問し意見も述べ、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査し、代表取締役とも定期的に意見交換をいたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、財務報告の適正を確保するための内部統制を含め、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期毎に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けるとともに、日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査結果について報告も受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人の評価・選定に係る相当性を検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社はせがわ 監査役会

常勤監査役 和田 吉 弘 ㊞

社外監査役 中 村 里 佳 ㊞

社外監査役 西 岡 環 ㊞

以 上



# 第60期定時株主総会 会場ご案内図

## ホテルオークラ福岡 4階 平安の間

福岡市博多区下川端町3番2号 TEL. (092) 262-1111



### 交通のご案内

#### JR博多駅 からお越しの場合

- ▶ 地下鉄をご利用  
**「中洲川端駅」直結** …> 所要時間約**5分**  
 (川端改札を出て6番出口)
- ▶ タクシーをご利用 ……> 所要時間約**10分**

#### 福岡空港 からお越しの場合

- ▶ 地下鉄をご利用  
**「中洲川端駅」直結** …> 所要時間約**10分**  
 (川端改札を出て6番出口)
- ▶ タクシーをご利用 ……> 所要時間約**20分**

#### 西鉄福岡(天神)駅 からお越しの場合

- ▶ 徒歩 ……………> 所要時間約**15分**

